

三田市手数料条例新旧対照表

現行			改正案		
第1条～第6条 省略 別表(第2条関係) (1)～(30)の9 省略 (30)の10 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> (平成27年法律第53号。以下この号において「法」という。)に関する手数料			第1条～第6条 省略 別表(第2条関係) (1)～(30)の9 省略 (30)の10 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> (平成27年法律第53号。以下この号において「法」という。)に関する手数料		
名称	区分	手数料の額	名称	区分	手数料の額
省略			省略		
建築物エネルギー消費性能確保計画軽微な変更に関する申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下この号において「施行規則」という。)第11条の規定に基づく確保計画の変更が施行規則第3条に規定する軽微な変更に関する旨の証明書の交付	省略	建築物エネルギー消費性能向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下この号において「施行規則」という。)第11条の規定に基づく確保計画の変更が施行規則第3条に規定する軽微な変更に関する旨の証明書の交付	省略	省略
備考 省略 (31)～(61) 省略			備考 省略 (31)～(61) 省略 <u>(61)の2 建築基準法第86条の7第1項の規定に基づく既存の建築物について大規模の修繕又は大規模の模様替(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の12第6項に係る場合に限る。)をする場合の制限の緩和に係る認定申請手数料 27,000円</u> <u>(61)の3 建築基準法第86条の7第1項の規定に基づく既存の建築物について</u>		

(61)の2 建築基準法第86条の7第4項の規定に基づく既存の建築物について移転(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の16第1号の場合を除く。)をする場合の制限の緩和に係る認定申請手数料 27,000円

(61)の3 建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料 27,000円

(61)の4 建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更申請手数料 27,000円

(61)の5 建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料 27,000円

(61)の6 建築基準法第87条の2第2項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更申請手数料 27,000円

(61)の7 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料 120,000円

(61)の8 建築基準法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料 160,000円

(62)～(69)省略

(69)の2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の規定が適用される建築物の部分(以下この号において「非住宅部分」という。)が含まれる場合の建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査申請手数料又は同法第18条第14項の規定に基づく建築物に関する完了通知手数料 第65号又は第68号に規定する手数料の額に次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる手数料の額を加算した額

以下省略

大規模の修繕又は大規模の模様替(建築基準法施行令第137条の12第7項に係る場合に限る。)をする場合の制限の緩和に係る認定申請手数料 27,000円

(61)の4 建築基準法第86条の7第4項の規定に基づく既存の建築物について移転(建築基準法施行令第137条の16第1号の場合を除く。)をする場合の制限の緩和に係る認定申請手数料 27,000円

(61)の5 建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料 27,000円

(61)の6 建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更申請手数料 27,000円

(61)の7 建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料 27,000円

(61)の8 建築基準法第87条の2第2項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更申請手数料 27,000円

(61)の9 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料 120,000円

(61)の10 建築基準法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料 160,000円

(62)～(69)省略

(69)の2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項の規定が適用される建築物の部分(以下この号において「非住宅部分」という。)が含まれる場合の建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査申請手数料又は同法第18条第14項の規定に基づく建築物に関する完了通知手数料 第65号又は第68号に規定する手数料の額に次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる手数料の額を加算した額

以下省略